

# 自動車急発進抑制装置

を車に後付けで取付ける方に補助金を支給します

## 1. 補助対象者 以下の①～⑤のすべてに該当する方が対象です

- ①只見町内に住所を有する65歳以上の方
- ②非営利目的かつ自ら使用する自家用自動車に国の認定を受けた装置を整備する方
- ③自動車運転免許証を保有する方
- ④町税等(各種使用料含む)を完納している方
- ⑤暴力団員でない、かつ暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持っていない方

## 2. 申請手続き 以下の①～⑤のとおりの手続きとなります

- ①申請書(第1号様式)に次のものを添付して町民生活課に提出
  - ・見積書(内訳の分かるもの) ・自動車検査証の写し ・自動車運転免許証の写し
  - ・装置の名称、機能が分かるもの(カタログ、チラシ等)※写し可
- ②町民生活課から、交付決定通知書(第2号様式)が届く
- ③整備事業者に行き、急発進抑制装置を取り付けてもらう→料金を支払う
  - ※車に装置を取り付けたことが分かる写真を撮っておくこと
- ④交付請求書(第3号様式)と次の書類を提出
  - ・領収書の写し(購入日、申請者氏名、補助対象経費の金額、整備事業者名、取り付けた装置のメーカー名、装置の名称の記載があるもの)
  - ・車に装置を取り付けたことが分かる写真(整備前と整備後の両方の写真)
- ⑤指定された口座に補助金が振り込まれる

## 3. 補助金額 補助対象経費の2分の1の金額で、上限額は20,000円です。

※100円未満の端数は切り捨てます ※補助対象経費は、税込金額で計算します

## 4. 補助対象経費 以下の①②が補助の対象となります

- ①自動車急発進抑制装置本体の購入費用
- ②装置の取り付けに要する費用

○書類の提出・お問い合わせ先 只見町役場 町民生活課 生活安全係  
〒968-0421 只見町大字只見字雨堤1039 電話 0241-82-5100